

徳島県企業局訓令第2号

局 中 一 般

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県企業局長 上 田 輝 明

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局事務決裁規程（昭和五十四年徳島県企業局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項中「経営戦略部」を「企画総務部」に改める。

別表第五第十号中「特殊自動車等運転作業及びダム管理責任業務」を「特殊自動車等運転作業、ダム管理責任業務及び災害時支援業務」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第五第十号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第五第十号の規定は、令和六年一月一日から適用する。